

平成二十七年六月 定例会の概要

任期満了に伴う議員選挙後、初めての議会が六月二十二日に開会し、七月十三日まで二十二日間の会期で開きました。

定例会初日の二十二日には議長、副議長選挙のほか、各常任委員会、議会運営委員会の構成を決定し、二十三日には市長から提案された議案の上程、説明が行われました。

六月二十六日から七月一日には、十三人の議員が一般質問を行い、一般質問終了後には、市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案を委員会へ付託しました。

七月二日、三日、六日、八日には各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案等の審査を行いました。

最終日の七月十三日には各常任委員長の委員会審査結果報告を受けて、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は四議案を可決し、島原市監査委員の選任について濱崎清志議員、島原市公平委員会委員の選任について林敏明氏にそれぞれ同意しました。また、島原地域広域市町村圏組合議会議員、県央県南広域環境組合議会議員、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員、長崎県病院企業団議会議員の選挙、農業委員会委員の推せんを行い、議員提案による「安保法制について慎重な審議を求める意見書について」を否決、「義務教育費国庫負担制度二分の一復元を求める意見書採択要請についての請願」は継続審査とし、常任委員会及び議会運営委員会の所管に関する事項等を継続調査としました。

議会ひとくちメモ (42)

○常任委員会とは

地方公共団体の議会が、一定の部門の当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行うため、条例の定めにより、常設する委員会のことをいいます。

常任委員会は議会の予備的審査機関であつて、議会の内部機関であるため、その意思決定は対外的には何らの効果を持つものではありません。

地方公共団体の事務は、広範にわたり、また専門化しているため、合理的かつ能率的に調査し、審議するためには、部門別に委員会を設けることが最も能率的なため、常任委員会を設置しています。

なお、本市議会では、総務委員会、産業建設委員会、教育厚生委員会の三つの常任委員会を設置しており、委員の任期は二年としています。各委員会の所管は次のとおりです。

- ・ 総務委員会：市長公室、総務部、市民部、有明支所、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の主管に属する事項。
- ・ 産業建設委員会：産業部、建設部、水道課及び農業委員会の主管に属する事項。
- ・ 教育厚生委員会：福祉保健部、教育委員会の主管に属する事項。



会期日程

月	日	休	議案上程、説明
六月	二十一日	休	正・副議長の選挙、議会運営委員・常任委員の選任
	二十二日	休	議長選挙、説明
	二十三日	休	議長選挙、説明
	二十四日	休	議長選挙、説明
	二十五日	休	議長選挙、説明
	二十六日	休	議長選挙、説明
	二十七日	休	議長選挙、説明
	二十八日	休	議長選挙、説明
	二十九日	休	議長選挙、説明
	三十日	休	議長選挙、説明
七月	一日	休	議長選挙、説明
	二日	休	議長選挙、説明
	三日	休	議長選挙、説明
	四日	休	議長選挙、説明
	五日	休	議長選挙、説明
	六日	休	議長選挙、説明
	七日	休	議長選挙、説明
	八日	休	議長選挙、説明
	九日	休	議長選挙、説明
	十日	休	議長選挙、説明
	十一日	休	議長選挙、説明
	十二日	休	議長選挙、説明
	十三日	休	議長選挙、説明